

# 大津市新型コロナウイルス感染症対策中小企業助成金 募集要項

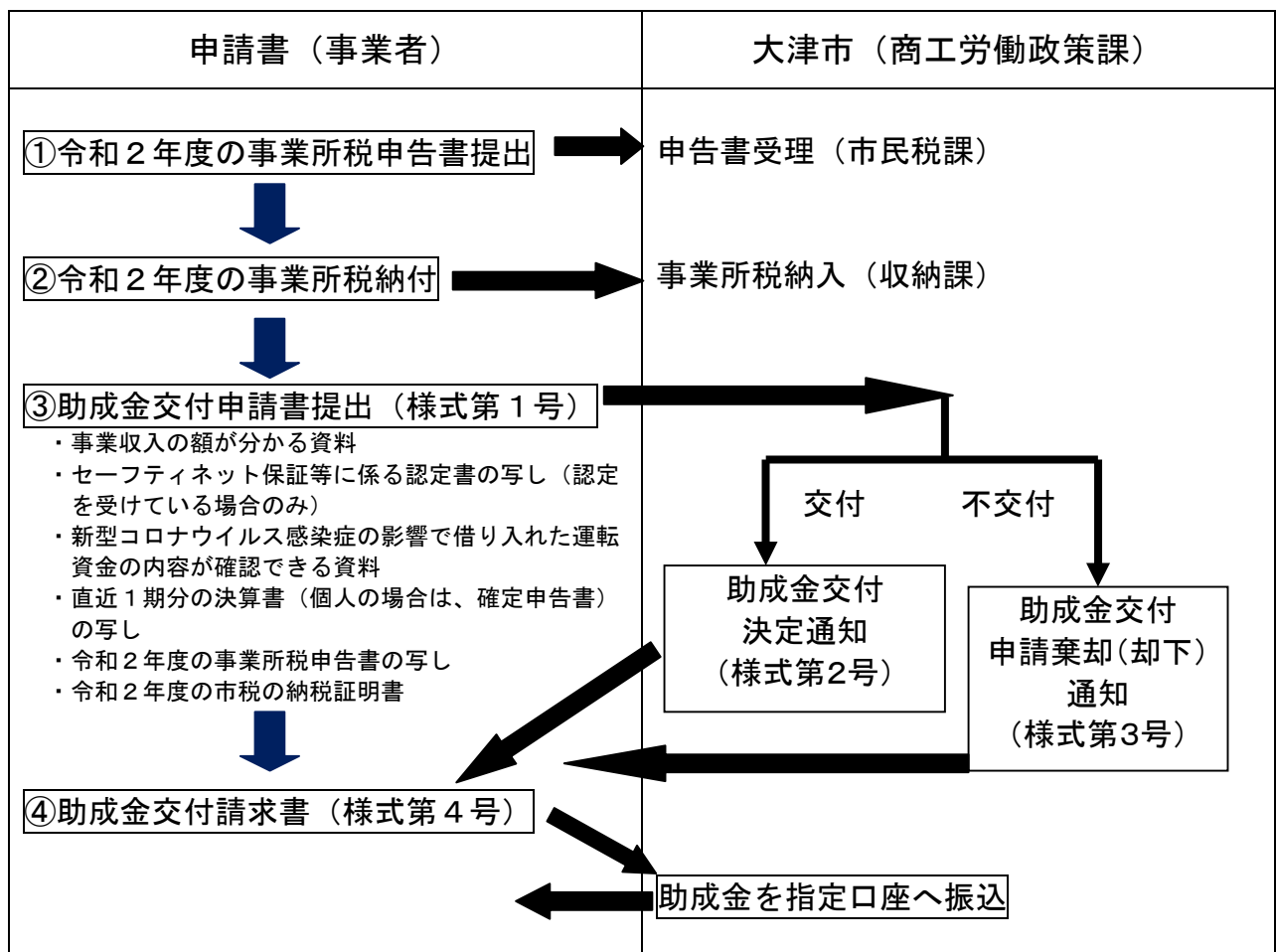
新型コロナウイルス感染拡大の影響により、事業収入が大幅に減少し、事業継続のための資金の借入を行った中小企業者のうち、事業所税を納付されている方の事業継続を支援するため、幅広くご利用いただける助成金を交付します。(対象は事業所税を納税されている中小企業に限ります。)

<b>対象となる方</b>	<p>次の全ての条件を満たす方です。</p> <p>(1) <b>中小企業者</b> 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者です。 ただし、次に該当する場合は対象外です。 ①発行済株式の総数又は出資金額の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している。 ②発行済株式の総数又は出資金額の総額の2/3以上を大企業が所有している。 ③大企業の役員又は職員を兼ねている人が、役員総数の1/2以上を占めている。</p> <p>(2) <b>令和2年度の事業所税を大津市に納付している。</b> 事業所税は事業所等の床面積の合計が1,000㎡を超える事業者、又は従業員数の合計が100人を超える事業者に課税される税です。本助成金は、事業所税資産割額相当額が助成対象であるため、<b>事業所等の床面積が1,000㎡以下の事業者は助成の対象外です。</b></p> <p>(3) <b>市税に滞納がない。</b></p> <p>(4) <b>令和2年2月1日以後に新型コロナウイルス感染症の影響により、運転資金の借り入れをしている。</b> 中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証認定等を受け、事業継続のための運転資金を借り入れていることが必要です。(その他、同じ目的で日本政策金融公庫等から借り入れた運転資金も対象です。)</p> <p>(5) <b>新型コロナウイルス感染症の影響により、直近1か月の事業収入(売上額)と直近3か月の事業収入(合計売上額)※の両方が、前年同月に比べて30%以上減少している。</b></p>
<b>助成要件と助成金額</b>	<p>対象となる方(5)の両方の売上減少率が</p> <p>①<b>50%以上の場合</b> 助成金額: <b>事業所税資産割額相当額の全額</b>(令和2年度納付分)</p> <p>②<b>30%以上の場合</b> 助成金額: <b>事業所税資産割額相当額の1/2</b>(令和2年度納付分)</p>
<b>提出書類</b>	<p>■大津市新型コロナウイルス感染症対策中小企業助成金交付申請書(様式第1号)</p> <p>■添付資料</p> <p>①事業収入(売上額)明細書に記載した事業収入の額が分かる資料 ※助成金交付申請書の事業収入(売上額)明細書に記載した事業収入の額が確認できる資料で、試算表、売上台帳、決算書の月別売上台等です。</p> <p>②セーフティネット保証等に係る認定書の写し(認定を受けている場合に限り。)</p> <p>③新型コロナウイルス感染症の影響により借り入れた運転資金の内容が確認できる資料</p> <p>④直近1期分の決算書(個人の場合は、確定申告書)の写し</p> <p>⑤令和2年度の事業所税申告書の写し</p> <p>⑥令和2年度の市税の納税証明書(令和2年度に納付した事業所税額の記載があるもの) ※助成金交付決定後に、大津市新型コロナウイルス感染症対策中小企業助成金交付請求書(様式第4号)を提出いただきます。</p>

申請方法	郵送又は市役所商工労働政策課窓口まで (申請書をホームページからダウンロードして印刷し、必要事項を記入してください。)
申請期間	募集要項公布の日～令和3年3月31日(水)まで
申請先 問合せ先	〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市産業観光部商工労働政策課 TEL 077-528-2754(直通) e-mail: <a href="mailto:otsu1601@city.otsu.lg.jp">otsu1601@city.otsu.lg.jp</a>
その他	・まずは、対象要件に該当するか確認をしてください。 ・ <b>申請を希望される場合、「問合せ先」までご連絡ください。</b>

※ただし、令和3年3月に申請する場合、直近1か月は令和3年1月、直近3か月は令和2年11、12月及び令和3年1月の売上額で比較します。

## 助成金交付までの主な流れ



※助成金の交付申請書は、令和2年度の事業所税申告書の提出及び事業所税の納付を済ませてから提出してください。

## 大津市新型コロナウイルス感染症対策中小企業助成金交付申請書

令和2年6月10日

(宛先)

大津市長 佐藤 健司

住所 大津市御陵町3番1号

申請者名称 株式会社おおつ

代表者

職氏名 代表取締役 大津 太郎

代表  
者印

連絡先 077 - 523 - 1234

担当者 総務課 大津 一郎

大津市新型コロナウイルス感染症対策中小企業助成金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

課税標準となる 事業所床面積	(A) 5,500 m <sup>2</sup>	事業所税額 (資産割額) (A)×600円	(B) 3,300,000 円
交付申請額	1,650,000円	下記の事業収入(売上額)明細書の(E)及び(H)のいずれもが ①50%以上の場合 助成金額(B)の全額 ②30%以上の場合 助成金額(B)×1/2	
事業収入(売上額)明細書			
	令和2年	前年	売上減少率(※)
① 直近1か月の 事業収入額 5月	(C) 26,000,000円	(D) 63,000,000円	(E) 58.7%
② ①の1月前の 事業収入額 4月	35,000,000円	40,000,000円	
③ ①の2月前の 事業収入額 3月	28,000,000円	32,000,000円	
3か月の合計額 (①+②+③)	(F) 89,000,000円	(G) 135,000,000円	(H) 34.0%
資金借入の状況			
新型コロナウイルス 感染症に伴う 資金借入状況	借入日 令和2年3月22日	借入金額 140,000,000円	金融機関名 おおつ銀行

※売上減少率の計算方法

$$(E) = \frac{(D) - (C)}{(D)} \times 100$$

$$(H) = \frac{(G) - (F)}{(G)} \times 100$$

# 事業所税申告書

受付 年 月 日 (あて先)大津市長		受信年月日 通信日付印		整理番号 事務所		氏名番号 申告区分	
(フリガナ)氏名又は 個人事業主は 個人番号 フリガナ 法人の代表者氏名		住所 〒		(電話)		事業種目	
住所 〒		(電話)		資本金の額又は 出資金の額		所轄税務署名 税務署	
年 月 日から 年 月 日までの事業年度又は課税期間の事業所税の申告書		この申告に 応答する者 の氏名		(電話)			
資	事業所	算定期間を通じて使用された事業 所床面積 ①	㎡	従業員給与総額 ②	円	従業員給与総額	
	床面積	算定期間中において新設又は 廃止された事業所床面積 ②	㎡	非課税に係る従業員給与総額 ③	円	非課税に係る従業員給与総額	
	非課税に係る 事業所床面積	①に係る非課税床面積 ③	㎡	控除従業員給与総額 ④	円	控除従業員給与総額	
	課税標準となる事業所床面積	②に係る非課税床面積 ④	㎡	課税標準となる従業員給与 総額 (⑤-③-④) ⑤	円	課税標準となる従業員給与 総額 (⑤-③-④)	
	控除事業所 床面積	①に係る控除床面積 ⑤	㎡	従業員割額 (⑥ × 0.25 / 100) ⑥	円	従業員割額 (⑥ × 0.25 / 100)	
産	課税標準となる事業所 床面積	②に係る課税標準となる 床面積 (①-③-④) × 1/12 ⑦	㎡	既に納付の確定した従業員割額 ⑦	円	既に納付の確定した従業員割額	
	課税標準となる事業所 床面積	②に係る課税標準となる床面積 ⑧	㎡	資産割額と従業員割額の合計額 (⑧+⑥) ⑧	円	資産割額と従業員割額の合計額 (⑧+⑥)	
	課税標準となる事業所 床面積	課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧) ⑨	㎡	既に納付の確定した事業所税額 (⑩+⑧) ⑩	円	既に納付の確定した事業所税額 (⑩+⑧)	
割	資産割額 (⑨ × 600円) ⑩	円	この申告により納付すべき事業所税額 (⑩+⑨) ⑪	円	この申告により納付すべき事業所税額 (⑩+⑨)		
	既に納付の確定した資産割額 ⑪	円	関与税理士 氏名	(電話)			

この用紙は再生紙を使用しています。

- ※「課税標準となる床面積合計⑨」の面積を助成金交付申請書の「課税標準となる事業所床面積(A)」に記入してください。
- ※「資産割額⑩」の金額を助成金交付申請書の「事業所税額(資産割額)(B)」に記入してください。

## よくあるお問合せについて

- Q 令和2年度の事業所税とは、いつからいつまでのことですか。  
A 令和2年4月1日～令和3年3月31日までに申告納付期限を迎える事業所税のことです。
- Q 事業所税は納付してからでないで助成金の交付申請はできませんか。  
A 令和2年度の事業所税を納付していることが、助成金の交付要件です。
- Q 直近1か月の売上額と直近3か月の合計売上額のか考え方を教えてください。  
A 本制度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて経営が厳しい中で事業所税を納税された事業者への支援制度です。したがって、申請時点における直近の経営状況により助成金の交付要件を判定します。原則、申請月の前月が直近1か月、その1か月を含む連続した3か月が直近3か月となります。
- Q 事業収入の額が分かる資料とはどのような資料ですか。  
A 試算表や売上台帳、決算書の法人事業概況説明書の月別の売上高などです。
- Q 新型コロナウイルス感染症の影響で借り入れた運転資金とは、何が該当するのか。  
A セーフティネット保証認定による資金融資のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月1日以降に日本政策金融公庫等から借り入れた資金も含まれます。